

佐渡市 介護保険外の 在宅福祉 サービス

助成

- ① 介護用品支給
- ② 軽・中等度難聴者補聴器購入助成
- ③ 外出支援サービス
- ④ 心身障がい者福祉タクシー
- ⑤ 高齢者生活支援サービス
- ⑥ 日常生活用品給付(調理器/センサー)
- ⑦ 住宅整備補助

支給

- ① 介護手当
- ② 特別障害者手当

支援

- ① 移送サービス
- ② 配食サービス
- ③ 生活支援ボランティア派遣事業
- ④ 寝具洗濯サービス
- ⑤ 日常生活自立支援事業
- ⑥ 生活福祉資金貸付
- ⑦ おはようコール

貸与

- ① 緊急通報サービス
- ② 徘徊高齢者等家族支援サービス
- ③ 車椅子貸与事業

助成

① 介護用品支給

佐渡市 高齢福祉課 ☎ 63-3790

要介護者を介護している家族の方を対象に介護用品の助成を行います。

- 対象者 要介護4・5の在宅高齢者等を介護している家族の方
- 助成額(上限)

市民税非課税世帯	1月あたり 6,000円
市民税課税世帯	1月あたり 3,000円
- 対象品目 紙おむつ、尿取りパッド、清拭剤、ドライシャンプー、介護用手袋、介護用シート、介護用エプロン、マスク(いずれも使い捨てタイプ)



② 軽・中等度難聴者補聴器購入助成

佐渡市 高齢福祉課 ☎ 63-3790

コミュニケーション能力向上を目的として補聴器購入額の一部を助成します。

- 対象者 身体障害者手帳の交付対象とならない難聴の方で、次に該当する方
 - ① 18歳以上で両耳の聴力レベルが30デシベル以上
 - ② 補聴器の装用により、一定の効果があると医師が判断する方
- 助成額(上限)

生活保護世帯・市民税非課税世帯	補聴器購入費	50,000円
市民税課税世帯	補聴器購入費の半額	25,000円



③ 外出支援サービス

佐渡市 高齢福祉課 ☎63-3790

リフト付きタクシー等を利用する方を対象に、乗車料の一部を助成します。

- 対象者
 - ①要介護4・5の方
 - ②身体障害者手帳1・2級（下肢又は体幹不自由）の方
 - ③人工透析を受けている方
- 助成額 乗車料に応じた助成率で乗車料の一部を助成
- 利用回数（上限） 年間24回



④ 心身障がい者福祉タクシー

佐渡市 社会福祉課 ☎63-5113

心身に障がいのある方を対象に、タクシー券を交付します。

- 対象者
 - ①身体障害者手帳1・2級の方
 - ②身体障害者手帳3級（下肢又は体幹不自由）の方
 - ③療育手帳（知的障がい者）「A」の方
 - ④精神障害者保健福祉手帳1級の方
- 助成額 1枚あたり500円（乗車料に応じて1回あたり6枚まで利用可能）
- 利用回数（上限） 年間36枚



⑤ 高齢者生活支援サービス

佐渡市 高齢福祉課 ☎63-3790

日常生活上の作業において支援が必要な方を対象にサービス利用料の一部を助成します。

- 対象者 日常生活の自立を支援する観点から支援が必要で次に該当する方
 - ①65歳以上のひとり暮らし又は高齢者のみ世帯
 - ②心身的な状態により、世帯で作業を行うことが困難な方
 - ③作業を依頼できる親族や近隣の方がいない方
- 助成額（上限） サービス利用料の半額 1回あたり2,000円
- 利用回数（上限） 年間12回



⑥ 日常生活用品給付

佐渡市 高齢福祉課 ☎63-3790

電磁調理器

在宅の高齢者で心身機能低下に伴い、防火などの配慮が必要な方に購入額の一部を助成します。

（※給付対象は高齢者が容易に使用できるもの）

- 対象者 65歳以上のひとり暮らし又は高齢者のみ世帯
- 助成額（上限） 25,000円
- 負担額 生活保護世帯・市民税非課税世帯 無料
市民税課税世帯 購入費の半額



人感センサー

帰宅困難な高齢者等の介護している家族に対し、外出を知らせる機器の購入額の一部を助成します。

（※人の出入りを感知するセンサー付きライト又は人の出入りを感知して音を鳴らす機器が対象）

- 対象者 帰宅困難な高齢者等と同居している家族
- 助成額（上限） 15,000円
- 負担額 生活保護世帯・市民税非課税世帯 無料
市民税課税世帯 購入費の半額



⑦ 住宅整備補助

佐渡市 高齢福祉課 ☎63-3790

既存の住宅（居室・廊下・トイレ・浴室・玄関等）を身体状況に適したものに改修する費用の一部を助成します。（※介護保険の住宅改修と併せて利用できますが、必ず工事着工前に申請が必要です）

- 対象者 世帯全員の収入合計が600万円未満、世帯員に市民税等の滞納がない、世帯で過去にこの補助金を受けていないこと、かつ次に該当する方
 - ①おおむね65歳以上の高齢者で要介護又は要支援認定を受けている方
 - ②身体障害者手帳1・2級又は療育手帳Aの方



1 移送サービス

佐渡市社会福祉協議会 地域福祉係 ☎81-1155

単独で一般交通機関を利用することが困難な高齢者等の方に、福祉車両等による移送サービスを行います。通院・入退院・入退所等の送迎に利用できます。（※介助員の添乗をお願いします）

- 対象者 市民税非課税世帯及び市民税均等割のみ世帯のうち次に該当する方
 - ① 要介護3・4・5の方
 - ② 身体障害者手帳1・2級（視覚障害、下肢又は体幹不自由）の方
- 負担額 無料
- 利用回数（上限） 1月あたり3回
- 利用時間 月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時まで（祝日、国民の休日、年末年始は除く）



2 配食サービス

佐渡市 高齢福祉課 ☎63-3790

佐渡市社会福祉協議会 地域福祉係 ☎81-1620

高齢者の安否確認を目的とし、食生活に配慮したお弁当を定期的に宅配します。

- 対象者 食材の買い物や調理が困難で次に該当する方
 - ① 65歳以上のひとり暮らし又は高齢者のみ世帯
 - ② 身体障がいのある方
 - ③ 障害者手帳をお持ちの家族と同居している65歳以上の高齢者
- 負担額 弁当 1食あたり400円 おかずのみ 1食あたり300円



3 生活支援

ボランティア派遣事業（ごむしんネット）

佐渡市社会福祉協議会 地域福祉係 ☎81-1155

日々の暮らしの中での困りごと（買い物・電球交換・ごみ出し・郵便物の内容確認等）を生活支援ボランティアが代わって行います。（※おのおね30分程度）

- 対象者 高齢者や障がいのある方、又は小学生以下の子どもを養育している父母
- 負担額 ① 30分まで 200円 60分まで 400円
② 交通費は1kmあたり25円



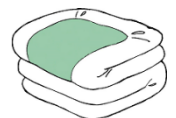
4 寝具洗濯サービス

佐渡市 高齢福祉課 ☎63-3790

寝具類（掛布団・敷布団・毛布）の洗濯・乾燥・消毒などを行います。

（※医療機関に入院又は施設等に入所している方は対象となりません）

- 対象者 寝具類の衛生管理が困難な方で次に該当する方
 - ① 要介護の方で、65歳以上のひとり暮らし又は高齢者のみ世帯
 - ② ひとり暮らしの身体障害者手帳1・2・3級の方
 - ③ 障害者手帳をお持ちの家族と同居している要介護の方で65歳以上の高齢者
- 利用回数（上限） 年間2回（6月・11月）
- 負担額 無料



5 日常生活自立支援事業

佐渡市社会福祉協議会 生活支援係 ☎81-1150

福祉サービスの利用支援やお金の出し入れ、大切な書類の預かり等の支援を行います。

- 対象者 日常生活に不安を感じている方で次に該当する方
 - ① 認知症の高齢者
 - ② 知的障がい又は精神障がいのある方
- 負担額 ① 1回あたり1時間まで1,200円、30分を超えるごとに400円を加算
② 交通費は1kmあたり30円



6 生活福祉資金貸付

佐渡市社会福祉協議会 生活支援係 ☎81-1155

生活の安定と経済的自立を目的に資金の貸付と相談支援を行います。

- 対象者 低所得・障がい者・高齢者世帯等（貸付基準があります）
- 資金の種類 総合支援資金、福祉資金、教育支援資金等



7 おはようコール

佐渡市社会福祉協議会 地域福祉係 ☎81-1155

定期的に電話をかけ、話し相手や安否確認、健康状態の把握を行います。簡単な悩みごとをお聞きしています。

- 対象者 ①おおむね 75 歳以上のひとり暮らし又は日中ひとりになる方
②障がいのある方など安否確認の必要性が認められる方
- 利用回数 (上限) 週のうち 1 回から 4 回程度 (午前中に電話します)
- 負担額 無料



支給

1 介護手当支給

佐渡市 高齢福祉課 ☎63-3790

在宅で介護している家族の方を対象に介護手当を支給します。

(※病院・施設等に 3 か月以上入院・入所している場合は支給対象となりません)

- 対象者 次に該当する方を介護している家族の方
①65 歳以上で寝たきり又は認知症で 6 か月以上介護を要する方
②身体障害者手帳 1・2 級で寝たきりの方
③療育手帳 A の方
- 支給額 1 月あたり 5,000 円 (支給月は 9 月・3 月)



2 特別障害者手当支給

佐渡市 社会福祉課 ☎63-5113

精神又は身体に極めて重度の障がいがある方を対象に特別障害者手当を支給します。

(※病院・施設等に 3 か月以上入院・入所している場合は支給対象となりません)

- 対象者 常時、特別な介護を必要とする 20 歳以上の在宅の方
(※要介護 4・5 の方が対象になる場合があります)
- 支給額 1 月あたり 30,450 円

貸与

1 緊急通報サービス

佐渡市 高齢福祉課 ☎63-3790

緊急通報装置をレンタルし、緊急のボタンを押すことで、あらかじめ登録をした連絡先に連絡するとともに救急車等の要請を行います。また、ライフセンサーを日常生活上必ず動作を行うところに設置し、一定期間反応がないと自動的に緊急連絡をします。

- 対象者 在宅で心身機能の低下等で日常生活に不安がある方で次に該当する方
①65 歳以上のひとり暮らし又は高齢者のみ世帯
②重度身体障がい者の方
- 負担額 1 月あたり 200 円



2 徘徊高齢者等家族支援サービス

佐渡市 高齢福祉課 ☎63-3790

携帯用発信機等を貸し出し、認知症等の高齢者等が行方不明となったとき位置を探して連絡します。また、アプリから位置情報を確認できます。

- 対象者 帰宅困難が見られる認知症等の高齢者等を介護している家族
- 負担額 1 月あたり 400 円



3 車椅子貸与事業

佐渡市社会福祉協議会 地域福祉係 ☎81-1155

病気、けが等により一時的に車椅子が必要な方を対象に貸し出します。

- 貸出期間 1 月以内
- 負担額 無料

